

豊田市青少年健全育成振興事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、青少年健全育成振興事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、青少年の健全育成を目的として活動する団体（以下「青少年育成団体」という。）の運営等に要する費用の一部を補助することにより、当該青少年育成団体の活動を促進し、もって本市における青少年の健全な育成を図ることを目的とする。（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす青少年育成団体とする。

（1）団体の設立目的が青少年の健全育成であり、団体の会則にその旨が明文化されていること。

（2）活動の拠点が主に市内であること。

（3）会員数が5人以上であること。

（4）次条に掲げる事業実績が1年以上あり、かつ、年間に3回以上、次条第1号に係る事業を実施すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 国や県が発令した緊急事態宣言等の措置に基づき、事業の実施を取りやめたとき

イ 国が発表した熱中症警戒アラート等に基づき、事業の実施を取りやめたとき

ウ 気象庁が発令した暴風警報に基づき、事業の実施を取りやめたとき

エ その他市長が認めたとき

（5）次の各号に掲げる団体でないこと

ア 豊田市地域子ども会助成事業運営要綱に規定する子ども会

イ 豊田市ジュニアクラブ助成事業運営要綱に規定するジュニアクラブ

2 前項の規定にかかわらず、規則第5条第3項各号のいずれかに該当する青少年育成団体については、補助事業者としない。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う青少年の健全育成に関する事業のうち、次に掲げるものとする。

（1）行事に係る事業

（2）研修・研究事業

（3）情報交換事業

（4）広報活動事業

（5）一般事務事業

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、食糧費（第4条第1号に係る事業内に限る）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び負担金とする。
- 2 前項の場合において、食糧費は、同一の補助事業内で、食糧費を除く補助対象経費の合計の10分の1以下でなければならない。
- 3 第1項に掲げる旅費のうち、交通費への補助は次の各号の規定による。
- (1) 乗車駅及び降車駅の両方が、交通費を支出する者の自宅が所在する中学校区内にある場合は補助対象外とする。
- (2) 交通費を支出する者の自宅から最寄り駅までの直線距離又は目的地から最寄り駅の直線距離が2キロメートル以上ある場合、バスの利用を認め、バスの運賃を公共交通機関の運賃に含める。
- (3) 公共交通機関の運賃については、交通費を支出する者の自宅と目的地を直接往復する経路における運賃を補助対象経費とする。なお、子ども料金等の割引が適用される場合はその額をもとに算出する。
- (4) 交通費を支出する者の自宅から目的地までが直線距離で100 km 以上の場合には、特急電車の利用を認める。席種は最も安価なものを選択するものとする。
- (5) 他の公共交通機関と比較して運賃が安価な場合に限り、航空機又は船舶の利用を補助対象とする。
- 4 第1項に掲げる旅費のうち、宿泊費への補助は次の各号の規定による。
- (1) 事業参加の前日から、事業参加の最終日の前日までの宿泊費を対象とし、後泊は対象外とする。
- (2) 事業参加の前日の宿泊費は、参加者が最寄駅等を午前6時30分に出発し、公共交通機関を利用して移動しても、開始時間に間に合わない場合に限り、認める。
- (3) 愛知県で開催される事業については対象外とする。
- (4) 三重県、岐阜県、長野県又は静岡県で開催される事業については、宿泊がやむをえないと認められる場合に限り補助対象とする。
- 5 第1項に掲げる旅費の補助金額は、別表第1、第2の算定基準による額と実費を項目ごとに比較し、いずれか低い額の合計とする。

(補助金額等)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は18万円を限度とする。
- 3 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助の条件)

- 第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えなければならない。
- (1) 会則を整備し、組織の構成を明確にしておくこと。
- (2) 事業の実施記録、会計簿等の組織の運営に必要な書類を整備し、補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 市又は豊田市教育委員会の他の補助金の交付を受けていないこと。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、青少年健全育成振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体活動状況報告書（様式第1号の2）
- (3) 事業ごとの事業実施計画書（様式第1号の3）
- (4) 収支予算書（様式第1号の4）
- (5) 役員及び会員名簿（様式第1号の5）
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、青少年健全育成振興事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を不適当と認めたときは、不交付の決定をし、青少年健全育成振興事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の方法)

第10条 補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、青少年健全育成振興事業実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業ごとの事業実施報告書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）又は団体が作成する決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青少年健全育成振興事業補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定した額が概算払により交付した補助金の額を下回る場合は、補助事業者は、その差額を市長に返還しなければならない。

(書類等の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業完了後5年間これを保管しておかなければならない。

- 2 第5条1項に掲げる旅費については、次の各号の書類を全て備えることで、証拠書類に代えることができる

- (1) 交通費に係る支出金額、区間、日付、目的、支給を受けた者の氏名を明らかにした記録
- (2) 宿泊費に係る支出金額、日付、目的、支給を受けた者の氏名を明らかにした帳簿
- (3) 交通費及び宿泊費の支給を受けた者の氏名および住所を記した名簿

(検査)

第14条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業に係る関係書類の提出を求め、又は検査を行うことができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第3条第2項の規定に該当したとき。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、青少年健全育成振興事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1

補助対象経費

項目	分類	算定基準
交通費	公共交通機関の運賃	・公共交通機関を利用する場合の最も安価な通常の経路及び方法における運賃
	バス等車両借上料	
	私有車	・次の（１）と（２）を比較して低い金額 （１）公共交通機関を利用する場合の最も安価な通常の経路及び方法における運賃 （２）次のアとイを合わせた金額 ア １キロメートル３０円（１キロメートル未満端数切捨）。ただし、自宅と主要会場を直線で結んだ場合の距離に基づく。 イ 合理的な経路を使用する場合の有料道路の使用料
宿泊費	夕食及び朝食代を除く	・１泊につき１１，８００円、ただし別表第２の都市にあっては１３，１００円を上限とする。

別表第 2（別表第 1 関係）

都道府県名	市区名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区（２３区）
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市
新潟県	新潟市
静岡県	静岡市、浜松市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市
兵庫県	神戸市
岡山県	岡山市
広島県	広島市
福岡県	福岡市、北九州市
熊本県	熊本市

様式第 1 号

年 月 日

豊田市長 様

(申 請 者) 所 在 地	
団 体 名	
代表者氏名	
代表者の生年月日	年 月 日 生
電 話 番 号	() -

年度 青少年健全育成振興事業補助金交付申請書

年度において青少年健全育成振興事業を実施したいので、豊田市
補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金 円
補 助 事 業 の 内 容	☐ 青少年の健全育成に関する行事に係る事業 ☐ 研修・研究事業 ☐ 情報交換事業 ☐ 広報活動事業 ☐ 一般事務事業

記入上の注意 □のところは、該当するものすべてにレ印を付してください。

添付書類

- 1 団体の規約
- 2 団体活動状況報告書
- 3 事業ごとの事業実施計画書
- 4 収支予算書
- 5 役員及び会員名簿
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号の 2

団体活動状況報告書

ふりがな 団 体 名		ふりがな 代表者氏名	
所 在 地			
電 話 番 号			
E - m a i l			
団体構成員	人	設立年月日	年 月 日
設 立 目 的			
沿 革			
過去の実績	年度	年度	年度
担当者氏名		連 絡 先	

様式第 1 号の 3

事業実施計画書

(No.)

事業名													
実施場所													
事業期間	年 月 日 時 分 ☐午前 ☐午後			～	年 月 日 時 分			年 月 日 時 分			年 月 日 時 分		
事業の目的・概要													
参加対象者													
参加予定人数	人												
予算額	円												
予算の内訳	費目			金額			経費内容 (摘要・複数の場合は主なもの)						
	報償費①			円									
	旅費②			円									
	消耗品費③			円									
	食糧費④			円									
	印刷製本費⑤			円									
	通信運搬費⑥			円									
	使用料及び負担金⑦			円									
	その他			円									
補助対象経費	円（①～⑦の合計）												
共催等の 予定の有無	☐ 無 ☐ 有（ ☐ 共催 ☐ 後援 ☐ 協賛）												
	共催等の団体名												
	資金援助の有無			☐ 無 ☐ 有（ 円									
	備考												

記入上の注意 ☐のところは、該当するものにレ印を付してください。

様式第 1 号の 4

収 支 予 算 書

1 収入の部

項 目	予 算 額 (円)	積 算 内 訳
市 補 助 金		
合 計		

2 支出の部

項 目	予 算 額 (円)	うち補助対象額 (円)	積 算 内 訳
合 計			

様式第 1 号の 5

役 員 及 び 会 員 名 簿

役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所	生年月日

注意 全ての役員等を記入してください。

様式第 2 号

豊 発第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名 様

豊田市長

年度 青少年健全育成振興事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 青少年健全育成振興事業補助金につきましては、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

補助金交付決定額	金 円
補 助 事 業 の 内 容	☐ 青少年の健全育成に関する行事に係る事業 ☐ 研修・研究事業 ☐ 情報交換事業 ☐ 広報活動事業 ☐ 一般事務事業

- 注意 1 この補助金は、補助事業以外に使用しないでください。
- 2 補助事業が完了したときは、実績報告書を提出してください。

豊 発第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名 様

豊田市長

年度 青少年健全育成振興事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 青少年健全育成振興事業補助金につきましては、豊田市青少年健全育成振興事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により不交付とすることに決定しましたので、通知します。

補助金交付申請額	金 円
不交付とした理由	

年 月 日

豊田市長 様

(報 告 者) 所 在 地	
団 体 名	
代表者氏名	
電 話 番 号	() -

年度 青少年健全育成振興事業実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けました 年度 青少年健全育成振興事業を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により、別添書類のとおり報告します。

別 添 書 類	1 事業実施報告書 2 収支決算書 3 領収書（写し）
---------	-----------------------------------

事業実施報告書

(No.)

事業名			
実施場所			
事業期間	年 月 日 分 ～ 年 月 日 分 ☐午前 ☐午後		
事業の概要・効果			
参加対象者			
参加人数	人		
決算額	円		
決算の内訳	費目	金額	経費内容 (摘要・複数の場合は主なもの)
	報償費①	円	
	旅費②	円	
	消耗品費③	円	
	食糧費④	円	
	印刷製本費⑤	円	
	通信運搬費⑥	円	
	使用料及び負担金⑦	円	
	その他	円	
補助対象経費	円（①～⑦の合計）		
共催等の有無	☐ 無 ☐ 有（ ☐ 共催 ☐ 後援 ☐ 協賛）		
	共催等の団体名		
	資金援助の有無	☐ 無 ☐ 有（ 円）	
	備考		

記入上の注意 ☐のところは、該当するものにレ印を付してください。

様式第 4 号の 3

収 支 決 算 書

1 収入の部

項 目	決 算 額（円）	積 算 内 訳
市 補 助 金		
合 計		

2 支出の部

項 目	決 算 額（円）	うち補助対象額（円）	積 算 内 訳
合 計			

豊 発第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名 様

豊田市長

年度 青少年健全育成振興事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 青少年健全育成振興事業補助金につきましては、豊田市補助金等交付規則第 11 条の規定により次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

補 助 金 確 定 額	金 円
補 助 事 業 の 内 容	☐ 青少年の健全育成に関する行事に係る事業 ☐ 研修・研究事業 ☐ 情報交換事業 ☐ 広報活動事業 ☐ 一般事務事業

注意 この通知による補助金の確定額が概算払により交付した補助金の額を下回る場合は、その差額を返還していただきます。

年 月 日

豊田市長 様

報告者
住所
名称
代表者氏名

年度青少年健全育成振興事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があった 年
度青少年健全育成振興事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、豊
田市青少年健全育成振興事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のと
おり報告します。

- 1 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 2 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額（1 を含まない）
円
- 3 添付書類
2 の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円の場合でも提出すること。